

ASK ニュース

Vol.0156

2015年6月1日(月)

担当：MS事業部 三宮

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-22-21 損保ジャパン名古屋ビル1F

ASK 税理士法人

TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

二年目NISA

はじめに

株や投資信託などの運用益や配当を一定額非課税にする制度であるNISA（少額投資非課税制度）が2014年1月からスタートして2年目が経ちました。

このNISA、以前のASKニュースでも取り上げましたが、税制改正大綱にてこのNISA制度の拡充と利便性向上を発表しました。

CMなどでキャンペーンを張っているのは、みなさんご存じだと思いますが、では実際どのように拡充するのか見ていきましょう。

税制改正大綱

平成27年度税制改正大綱によると、このNISAを含めて投資に関する税制がより拡充している内容となっております。その中でもNISAに関する改正点をご紹介します。

①ジュニアNISAの創設

投資利用が中高年に偏りすぎているという問題から、若年層や投資未経験者への投資の裾野を拡大する目的で、0歳から19歳までの未成年者のNISA口座が開設可能となる見込みです。

大綱には、未成年者の投資機会の喚起が目的であるかのように書かれていますが、実際には親権者が未成年者のために代理運用をして子や孫の将来に向けた長期投資を促進する目的であると考えられます。

要は、眠っている祖父母の財産を孫のためという名目で投資を利用して掘り起こそうという狙いが透けて見えます。

②NISAの年間投資上限額の引き上げ

現行年間投資限度額は、100万円ですが、今後は、120万円まで引き上げられる見通しです。

③NISA口座開設手続きの簡素化

マイナンバーを用いることによる口座開設手続きの簡素化が図られる予定です。

マイナンバー制度創設の裏の趣旨として個人財産（ストック）の把握がありますが、それにちょうどマッチした改正となっています。

④NISA口座開設手続きの迅速化

税務当局におけるNISA口座開設手続きの迅速化に向けてと称して金融機関から税務署へのデータ提出方法をe-Taxに一本化する措置が講じられる見通しです。

これで、金融機関と税務署のリンクが一層強固なものとなるでしょう。

おわりに

最近のNISAのキャンペーンは、不自然な程多いというのが私の印象でした。

税制というものは、必ず国の意思が働いているものです。何らかの目的が必ずあるのでその税制が創設されます。

確かに我々国民にとっては、拡充と利便性向上は喜ばしいことですが、その税制にはどういう意味があるのかを考えることも重要なのではないのでしょうか。